

宮医発第 645 号
平成 23 年 7 月 7 日

厚生労働大臣 細川律夫 殿

宮城県医師会理事会
宮城県医師会会長 伊東潤造

平成 24 年の診療報酬改定などに関する宮城県医師会の申し入れ（要請）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に関しては、被災地の患者さんや医療機関の救済のために、貴厚生労働省において総力を挙げてご尽力頂いている事に対しまして、心より感謝申し上げる次第です。

さて、去る 5 月 19 日、「2012 年度の診療報酬、介護報酬同時改定についての日本医師会の申し入れ（要請）」が行われたところですが、これに関しましては、関連各方面から様々な意見が出ております。今回私たち宮城県医師会は、被災地医師会の立場から、「来年の診療報酬改定などは、是非 1 年間延期して頂き、東日本大震災の復興に集中して欲しい」と要請するものであります。

現在医療経済実態調査が行われていますが、制度上、今年は 6 月分のみであり、しかも被災地の医療状況は事実上反映されません。千年に一回とも言われる未曾有の大災害に遭遇し、被災地の医療は壊滅的な損害を受け、その影響は全国に及び計り知れないものがあります。この影響を正確に把握するには、少なくとも 1 年間の猶予が必要と思われれます。正確な実態調査に基づかない改定は社会の混乱を招き、医療環境の悪化を増幅させる懸念があります。

被災地の医療復興は、まだまだこれからであります。宮城県医師会も各方面からの補助、援助を受けながら、医療の再生に必死になって努力しているところですが、なすべき仕事量は膨大で遅々として進みません。従って今は、日本が一丸となって、被災地医療復興に全力を傾けることを切に希望する次第です。

「来年の診療報酬改定などは、是非 1 年間延期して頂き、東日本大震災の復興に集中して欲しい」と要請するものであります。よろしくお願い申し上げます。